

振興基本計画 地区提案事業検討シート

平成25年度

No. _____

No.	分類	提案地区	提案事業	事業内容	担当課	関連部局
093	観光交流・商業	山海	護岸の遊歩道化の要望	・現在、県が実施している海岸堤防等老朽化対策緊急工事により設置される大型波返護岸の上部を遊歩道として利用する。	建設課	産業振興課

I 実現性の検討

【判定欄】○:解決可能 ×:解決不可能 △:判断できない を記入してください。

	課 題	判 定	理由又は対応策	実現性判定
実現可能性	□法規制	○	護岸の有効活用を前提とした事業であるが、占用には県との調整が必要となる。	1 実現可能 ○ 2 実現の可能性が高い 3 条件次第で実現可能 4 実現に相当の困難を伴う 5 実現不可能
	□財政	○	転落防止柵が補助対象外となった場合は、県単独事業で実施していただくよう県に要望していく必要がある。	
	□実施主体	○	観光スポットとしての有効活用を図り、適正に維持管理を行うには観光協会の管理が妥当と考えられる。	
	□住民合意	○		
	□その他	—		
			—	

II 有効性の検討

【判定欄】○:有効性が高い ×:効果がない、又はきわめて低い △:判断できない を記入してください。

	項目番号	関連する施策又は生活課題	判 定	対 策	有効性判定
有効性	□事業効果	総計 441-①	○		○ 1 きわめて効果が高い 2 効果が高い 3 効果が認められる 4 ほとんど効果が認められない 5 効果がない
	□生活効果	生活 4	○		

III 総合評価

	評価・判断に係るコメント（緊急性、関連性について、特に考慮すべき点など）	事業区分	総合評価
総合	県の当初計画では、老朽化対策として経済性を優先した護岸嵩上げと消波ブロック設置となっていたが、強い地元要望により、景観に配慮し、護岸高を抑えるとともに上部を遊歩道として利用できる、大型波返護岸へと変更した。県は護岸上部を遊歩道として目的外利用することについて前向きに検討してくれている。 松原の海水浴場と護岸遊歩道との連続性を確保するため、山海漁港背後の海岸保全区域の占用と施設整備（階段・歩道・境界フェンス等）も考える必要がある。 本来、海岸保全区域の占用は難しいが、新設の大型波返護岸との一体利用を県に訴え、一括で占用許可を得る必要がある。	① 地区重点事業 2 緊急主要事業 3 他事業関連事業	総合A... 有効性・実現性ともに優れている事業（いずれも1又は2） 総合B... 有効性・実現性のいずれかが優れている事業（いずれかが1又は2） 総合C... 実現性・有効性ともに低い事業（上記以外） 